相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市新市街一二番地一八、最後の住所熊本市江津二丁目二二番二五号
被相続人　亡　池田　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十八日
事務所熊本市紺屋今町二番一号　コーヨービル五階
相続財産管理人　弁護士　本田　悟士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市古江町七〇二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　白濱千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十八日
鹿児島県鹿屋市寿三丁目一番一六―二号　レオパレス蒼空B棟二〇四号、事務所鹿児島県鹿屋市大手町一四番二二号　南商ビル一階　法テラス鹿屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早川　雅子

公示送達

古川都市計画事業大崎市古川南土地区画整理事業の書類の送付に代える公告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による古川都市計画事業大崎市古川南土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者
住所　宮城県大崎市古川小稲葉町一番四三号
氏名　有限会社大崎信用土地
住所　宮城県仙台市青葉区中央四丁目一〇番一六号
氏名　環境開発株式会社
住所　宮城県仙台市若林区卸町一丁目六番一五号　卸町セントラルビル三階
氏名　株式会社徳陽シティ銀行

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、古川都市計画事業大崎市古川南土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び別紙明細図のとおり、換地処分の通知をします。

以　上

なお、別紙明細書及び別紙明細図の記載は省略し、宮城県大崎市古川米倉字下浦一二三番地、ふるかわ穂波の郷販売センター掲示場において掲示しています。

平成二十一年九月十八日
宮城県大崎市古川米倉字屋敷四二番地の一
大崎市古川南土地区画整理組合
理事長　森谷　繁

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　アトラス株式会社　アトラス株式会社　東京都港区三田二丁目二番一三号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年九月十八日
東京都港区三田二丁目二番一三号
アトラス株式会社
代表取締役　鈴木　三彌

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　辻　敏彦　スカイマネキン紹介所　大阪市西成区太子一丁目一三番三号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年九月十八日
大阪市西成区太子一丁目一三番三号
スカイマネキン紹介所
辻　敏彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年9月18日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ニットウ　②神奈川県知事(2)23650　③代表取締役　長尾崇　④横浜市西区伊勢町三丁目136番地2　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市西区伊勢町三丁目136番地2　株式会社ニットウ　代表取締役　長尾崇

①三幸ビル管理株式会社　②大阪府知事(6)30972　③代表取締役　清川明哲　④大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通10番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通10番地　三幸ビル管理株式会社　代表取締役　清川明哲

①有限会社ピューティープランニング　②大阪府知事1(5)1143　③代表取締役　仕合忠孝　④大阪府和泉市室堂町841―9　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府和泉市室堂町841―9　有限会社ピューティープランニング　代表取締役　仕合忠孝

①近畿住宅サービス株式会社　②大阪府知事(9)第22880号　③代表取締役　荒木輝雄　④大阪府東大阪市友井2丁目10番18号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市友井2丁目10番18号　近畿住宅サービス株式会社　代表取締役　荒木輝雄